

# 平成21年第2回定例会 教育警察常任委員会

ページ

## I 議案補充説明

議案第33号 三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案について……………	1
議案第39号 訴えの提起（和解を含む。）について……………	2
議案第41号 損害賠償の額の決定及び和解について……………	4
議案第45号 三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について……………	5

## II 請願説明

請願第64号 30人学級とゆきとどいた教育の実現について

ページ

## III 所管事項説明

1 教育委員会における総務事務の集中化について……………	12
2 生徒指導対策について……………	14
3 「第33回全国高等学校総合文化祭」の報告について……………	18
4 「2009年第29回世界新体操選手権」の報告について……………	22
5 審議会等の審議状況について……………	24

平成21年12月9日

教育委員会

## 議案第33号 三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

県立特別支援学校高等部生徒の増加に伴い、県立特別支援学校の規模及び配置の適正化を図るため、新たに特別支援学校分校を設置するものです。

### 2 改正内容

次のとおり、三重県立杉の子特別支援学校石薬師分校に係る規定を加えるものです。(第2条)

現 行			改 正 案		
名 称	設置する部	位 置	名 称	設置する部	位 置
三重県立杉の子特別支援学校	小学部、中学部及び高等部	鈴鹿市	三重県立杉の子特別支援学校	小学部、中学部及び高等部	鈴鹿市
			三重県立杉の子特別支援学校石薬師分校	高等部	鈴鹿市

### 3 施行期日

平成22年4月1日

#### 【参考】

#### 1 設置場所

県立石薬師高等学校内

#### 2 施設の概要等

- ・ 県立石薬師高等学校の施設や設備の有効活用
- ・ 高等部のみ（知的障がい教育部門）8クラス64人程度
- ・ 普通教室8、作業室2、職員室、保健室など

## 議案第39号 訴えの提起（和解を含む。）について

### 1 概要

下記の者について、恩給を受給していた元教員である父親が平成14年12月20日に死亡したにもかかわらず、その届け出を故意に行わず、平成15年1月分から平成20年3月分までの恩給を不正に受給していたことが判明しました。

内容が悪質であり、これ以上の返還交渉も困難なため、今回法的措置を行うものです。

(1) 不正受給者

(2) 不正受給額 13,322,400円〔634,400円(1回分)×21回(5年3月間)〕

### 2 請求の要旨

『不当利得の返還に係る損害賠償請求事件』

三重県が相手方に対して、次のとおり支払いを求めます。

- ・不正受給額に係る未返還額 11,670,777円
- ・平成20年4月11日までの不正受給額13,322,400円に対する遅延損害金 1,681,150円
- ・平成20年4月12日から返還される日までの期間に係る年5分の割合による金額

### 3 経緯等

(1) 受給権確認の経緯

平成15年度

- ・受給権調査における市町村長の証明印を廃止（総務省通知による）
- ・受給権調査を実施 → 書類の保存年限経過により回答状況確認できず

平成16年度

- ・受給権調査を隔年実施に変更（総務省通知による）
- ・受給権調査を実施 → 回答なし
- ・再調査を実施 → 回答なし

平成17年度

- ・受給権調査を実施 → 本人が代理者として虚偽の回答

平成18年度

- ・受給権調査を実施 → 本人が父親をかたり虚偽の回答

平成20年度

- ・受給権調査に先立ち、6月に調査対象者全員の住民票の公用交付を市町長に依頼 → 不正受給発覚
- ・これを受け、総務省と協議を行い、9月から住民基本台帳ネットワークによる確認を開始

※住民基本台帳ネットワークの活用について

教育委員会では、受給権調査における市町村長の証明（平成15年度に廃止）に代わるものとして、住民基本台帳ネットワークの活用を予定し、平成17年度に総務省に対して申込みを行いました。許可が得られず、今回の不正受給発覚を機に、協議が整ったものです。

## （2）発覚後の主な経緯

- 平成20年6月 父親の死亡が判明
- 平成20年8月 本人が年内の全額返還を書面で約束
- 平成20年12月 本人から一部返還されたが、約束は不履行
- 平成21年3月 本人が毎月10万円ずつ返還計画を提示（連帯保証人なし）  
返還期間が10年以上にわたるため、返還条件について再度協議  
→ 不成立

## （3）返還の状況〔平成21年11月2日（最終催告期限）時点〕

①返還額	1,651,623円	
②支払いを求める額	14,312,542円	
		・不正受給に係る未返還額 11,670,777円
		・遅延損害金（～H20.4.11） 1,681,150円
		・ ”（H20.4.12～H21.11.2） 960,615円

## 4 今後の方針

事件の推移によっては、上訴若しくは当事者の追加、変更、請求の趣旨の変更、又は和解等、状況に対応した措置を講じていくものとします。

なお、本件につきましては、平成21年11月6日、津警察署に告訴状を提出しました。

## 議案第 4 1 号 損害賠償の額の決定及び和解について

教育施設の管理に起因して発生した事故について、損害賠償の額を次のとおり決定し、これに伴う和解を行うものです。

損害賠償の義務の発生原因となる事実	損害賠償の相手方	損害賠償の額
平成 21 年 7 月 29 日、三重県立相可高等学校において、職員が除草作業中に石をはね住民の自家用車の一部を破損した。		56,805 円

## 議案第45号 三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について

### 1 指定管理者の指定

教育委員会が所管する公の施設「三重県立熊野少年自然の家」について、平成22年4月1日から指定管理者による管理を行うため、地方自治法第244条の2第6項に基づく指定管理者の指定について、議決を得ようとするものです。

### 2 対象施設

- (1) 施設名称 三重県立熊野少年自然の家
- (2) 設置場所 熊野市金山町1577番地

### 3 指定管理候補者の名称等

所在地 熊野市井戸町653番地12  
名称 有限会社熊野市観光公社  
代表者 代表取締役 和田 全弘

### 4 指定の期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで（3年間）

### 5 指定管理候補者の審査・選定の経過

#### (1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成21年8月31日から同年9月4日まで行ったところ、次の4団体から応募申請がありました。

- ・株式会社ケントク（大阪府中央区北浜3丁目6番13号）
- ・有限会社熊野市観光公社（熊野市井戸町653番地12）
- ・財団法人大阪市青少年活動協会（大阪府中央区法円坂1丁目1番35号）
- ・国際自然大学校・東急コミュニティ共同企業体  
代表企業：特定非営利活動法人国際自然大学校  
（東京都狛江市岩戸北4丁目17番11号）

#### (2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による三重県教育委員会指定管理者選定委員会を設置し、利用者サービスの質の向上と経費の縮減などの観点から総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会委員

委員長 中村 雅文（公認会計士）  
委員 西岡 慶子（株式会社光機械製作所代表取締役社長）  
委員 花尻 薫（三重県立熊野古道センター長）  
委員 森倉 啓之（公募により選出）  
委員 吉本 敏子（三重大学教育学部教授）

イ 審査の経過

6月 2日 第1回選定委員会（審査基準、配点表等の作成）  
8月 27日 第2回選定委員会（委員による現地確認）  
10月 6日 第3回選定委員会（ヒアリング審査及び総合審査）

ウ 提案内容及び審査の概要

別紙のとおりです。

エ 審査結果（評価点数）

第1順位	有限会社熊野市観光公社	（評価点数 197.2点）
第2順位	財団法人大阪市青少年活動協会	（評価点数 177.4点）
第3順位	国際自然大学校・東急コミュニティ共同企業体	（評価点数 176.8点）
第4順位	株式会社ケントク	（評価点数 148.6点）

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 熊野市井戸町653番地12  
名称 有限会社熊野市観光公社  
代表者 代表取締役 和田 全弘

カ 選定した理由

地域の関係団体と緊密な連携が可能であり、熊野「ネイチャーウォッチング！」シリーズや熊野「フードカルチャー！」シリーズなど、地域資源を有効に利用した多彩な主催事業の実施が期待できます。また、設備・器具の利用料金を無料とすることや、利用者の希望に応じて食事メニューを柔軟に提供することなど、利用者の利便性への配慮もなされています。さらに、ケーブルテレビの緊急地震速報サービスの受信端末機を各部屋に設置するなど、防災に関する具体的な対策も提案されています。

施設管理の経験がないことから、収支計画書の管理経費の収支に若干のアンバランスが見られるものの、地元団体という強みを活かして、地域と一体となった運営が期待される点を評価し、指定管理者にふさわしいと判断しました。

## 6 期待される効果

### ○ 県民サービスの向上

- ・地域の様々な団体との連携により、東紀州地域の豊かな自然を体験する機会が増えることが期待できます。
- ・旅行業のネットワークを通じて広く情報発信することにより、新規利用者の開拓が期待できます。
- ・利用者の希望に応じ、スポーツ合宿の際のアスリート食や地場産食材を用いた食事を提供することにより、利用者の満足度が高まることが期待できます。

### ○ 経費の状況

(単位：千円)

	22年度	23年度	24年度	平均額	差額
18年度～20年度 決算額の平均	/			(A) 64,491	C - A
22年度～24年度 債務負担行為額	129,383			(B) 43,128	▲21,363
22年度～24年度 指定管理候補者提案額	43,141	43,206	43,036	(C) 43,128	C - B 0
	合計 129,383				

## 7 協定で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を得た後、教育委員会と指定管理者との間で、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、毎年度の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書で定める主な項目は次のとおりです。

### (1) 県施策への配慮

県が推進する、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、ユニバーサルデザインの普及、次世代育成支援、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、地震防災対策等の施策に配慮した管理業務を行うよう、指定管理者に求めます。

### (2) 情報の公開

「三重県情報公開条例」の趣旨にのっとり、管理業務にかかる情報の公開に関する規程を整備し、管理業務を開始する日から情報の公開を実施するよう、指定管理者に求めます。

### (3) 個人情報の保護

管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することなく、個人情報を適切に取り扱うよう、指定管理者に求めます。

### (4) 第三者による実施

指定管理者が管理業務の一部を第三者に実施させる場合の責任の所在、費用負担について予め定めます。



(5) 施設利用者の意見等の反映

施設で提供するサービス向上の観点から、アンケート等により施設利用者の意見等を把握し、その後の管理運営業務へ反映するよう、指定管理者に求めます。

(6) リスク分担

管理運営業務に支障を生じさせるおそれのある事項についての分担を予め定めます。設置基準の変更等の法改正等に伴い管理施設の整備が必要となった場合や、地震等により大規模な施設修繕が発生した場合等については、教育委員会がリスクを負担するものとし、指定管理者の責めに帰すべき事由により施設等が破損した場合は指定管理者が負担するものとします。

(7) 業務計画書の提出等

指定管理者から毎事業年度に提出される業務計画書については、事業概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(8) 業務報告書の提出等

月毎に利用者数、利用料金の実績額、実施事業の状況等をまとめ、また、四半期毎には、利用者の満足度、利用者からの意見や苦情及びその対応等をまとめ、教育委員会に報告するよう、指定管理者に求めます。

なお、教育委員会は、指定管理者に対し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行います。

(9) 事業報告書の提出等

年度毎に管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入実績、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標及びその実績、管理業務に関する自己評価等をまとめ、教育委員会に報告するよう、指定管理者に求めます。

(10) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況等の確認と評価を行うため、教育委員会は、随時、施設に立ち入ることができるものとします。

また、この確認と評価の結果、サービスや施設の維持管理などが一定の基準を満たしていない場合には、指定管理者に対し必要な指示又は改善勧告を行うこととします。

## 8 今後の予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次の具体的な手続きを進めます。

平成21年12月 指定管理者の指定

平成22年 1月 基本協定書の締結

平成22年 4月 指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

施設名：三重県立熊野少年自然の家

1 選定結果

審査項目	県が求めたサービス水準	配点	主 な 提 案 内 容							
			(有)熊野市観光公社	得点	(財)大阪市青少年活動協会	得点	国際自然大学校・東急コミュニティ共同企業体	得点	(株)ケントク	得点
1 県民の平等な利用の確保 (A) 管理運営方針に関する事項 a 管理運営の総合的な基本方針 b 成果目標と自己評価 c 企業(団体)の社会的責任等	a 管理運営の基本方針 ・優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な少年の育成を図る管理運営 ・効果的かつ効率的な管理運営 ・施設の安全管理 ・利用者の視点に立った管理運営 ・利用者の拡大 ・社会的弱者への配慮等、利用者の公平・公正な利用の確保 ・県施策の実現への寄与 b 目標指数 ・施設利用者数 26,000人 ・利用者満足度 90.0% c 企業(団体)倫理・コンプライアンス(法令遵守)の確立、グリーン購入や省エネ等環境管理の推進等の取組み	50	a 管理運営の総合的な基本方針 ・地域や施設の特性等を最大限に活かした効果的かつ効率的な管理運営 ①施設の設置目的達成と機能的価値を高める運営を行う。 ②優れた地域資源を最大限に活かした効果的な管理運営を行う。 ③経費の削減とサービス向上の両立に努め安定かつ効率的な管理運営を行う。 ・安全・快適で安心な施設管理 ・利用者の満足度を重視した利用者本位の管理運営 ①広く情報提供に努めるとともに利用者の声を管理運営に反映する。 ②利用者の立場に十分配慮した管理運営を行う。 ③職員の質の向上を図ることを通じて利用者サービスの向上に努める。 b 成果目標と自己評価 施設利用者数26,000人、利用者満足度90%に加え、延泊者14,000人を独自の目標値として設ける。 ・PDCAサイクルに基づく評価・改善を推進する。 c 社会的責任を強く自覚し高潔な理念と倫理をもって自らを厳しく律して経営にあたる ・製品やサービス購入にあたっては常に環境を考慮し、廃棄物やCO2削減に努める。	40.2	a 管理運営の総合的な基本方針 ・何よりも利用者の安全確保を最優先に管理運営を行う。 ・「利用者本位」を基本に利用者の権利を守り、少年の宿泊研修や野外活動研修及び利用者の目的達成のための支援を行う。 ・人間的にふれあい豊かな感性を育むことで心豊かでたくましく生きる「生きる力」を涵養していくことを願い運営する。 ・自然の家は県民の財産と認識し、建物や工作物の設備維持・保守計画を作成し、計画に基づいた業務を適正に行う。 ・地域の行政機関等と連携を積極的に図るとともに、地域住民の理解と協力を得られるよう努力する。 b 成果目標と自己評価 平成24年度目標指数 施設利用者数 26,500人 利用者満足度 90% 主催事業数 12事業 苦情件数 10件未満 ボランティアの育成(累計) 15人 ・自己評価を行うなどPDCAサイクルを利用活用システムで実現する。 c 公益法人として公正かつ適正な経営や事業活動を行うための倫理観、判断基準となる価値観を明確に定義するための様々な要綱規程などを設け、職員全てに周知徹底することにより社会人としての意識を高め社会的責任に果たしていく。 ・地震対策や次世代育成支援、環境管理などの取組みを行う。	36.2	a 施設コンセプト ①豊かな自然の中で、いつでも安全に安心して上質の学習活動が展開できる施設づくり ②いつも元気で明るく、活気あふれるスタッフがいる、親しみがもてる施設づくり ・県教育委員会と緊密な連携を図る、法令を遵守するなど公の施設の管理者としての心構えを持つ。 ・社会教育施設としての目的を達成する ・社会的弱者への配慮を心がけた、平等利用の確保 ・東紀州地域に開かれた施設としてよりよいサービスを提供 b 成果目標と自己評価 平成24年度成果目標 施設利用者数 26,780人 利用者満足度 90% ・4つの自己評価項目を設定 ①プログラム評価 ②事業評価 ③指導者評価 ④施設管理評価 これらを年1回～2回または事業ごとに評価を実施 c 自然体験型環境教育による青少年育成という面から企業・団体とのパートナーシップのもと、地域貢献としての自然体験プログラムや社員への環境教育プログラムの実施など様々な受託事業を実施している。 ・東急コミュニティでは、環境への取組みとして「環境憲章」を定め省資源、省エネルギーグリーン調達、廃棄物のリサイクル率の向上に努めている。	35.0	a 管理運営の総合的な基本方針 ・利用者の安全確保 ・利用の機会を増進する創意工夫 ・地域の活性化に役立つ施設環境を提供 ・不断の管理努力による品質レベルの維持向上 ・周辺環境にも配慮した管理方法の立案 ・利用者の立場に立った管理運営方式 b 成果目標と自己評価 平成24年度施設利用者数目標 27,670人 ・施設評価チェックリストを作成し、本社主導で指定管理者実務者会議を開催し、利用者数や利用者満足度、管理運営達成度、利用者からの要望等事細かくチェックし、今後の対応、修正を加え、よりよい施設運営サービスの向上を提供できるよう常に配慮している。 c コンプライアンスを重要な経営課題とし、「ケントク働ききん(役員及び従業員)行動基準」を策定している。 ①基本的人権を尊重する ②法令を遵守し高い企業倫理を維持する ③環境保全に努める ④情報を適正に取り扱う ⑤就業規則を遵守する ⑥安全衛生管理を徹底する	27.8
2 施設等の効用の最大限の発揮と県民サービスの向上 (B) 運営業務に関する事項 a 利用料金の設定、収受方法、減免等 b 利用時間・休館日 c 利用者の受入れ業務の手続き d 主催事業 e 利用者サービス向上策 f 広報活動 g 利用増大策 h 他団体・他施設・地域との連携 i 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	a サービス向上や利用者増加に繋がる利用料金の設定、利用料金収受に関する規定の整備 b 休業日、利用時間の設定 c 利用手続きの簡便化 d 主催事業 年9回以上実施 e 利用者サービス向上 f 広報誌の発行やホームページの開設 g 利用者増加、稼働率向上 h 他の機関・団体、地域との連携 i アンケート等による利用者満足度の把握	70	a 区分 金額 宿泊室 1日 児童生徒 260円 利用料 1泊 その他 730円 施設・設備 1時間 体育館 310円 備用利用料 160円 設備及び器具1点又は1式 0円 ・宿泊利用料、施設利用料、リネン料、食費等は退所時までに事務所に支払う。 ・主催事業は受付時に費用を受け取る。 b ○宿泊：午後1時～翌日の午後1時 ・最終日は午前10時までとし、連泊期間中はこの時間外であっても荷物を置くのも可 ○施設：午前9時～午後10時 ・ただし、利用者の求めのあるときで他の利用者の利用に支障がないと認められるときは、上記時間外の利用を認める。 ○休館は、毎月第1月曜日と12月29日～翌年1月3日 なお、利用者の求めに応じて休館日の開館を予定。 c 利用者の受入れ業務については、公平・公正性を確保した上でできる限り簡素化し、利便性向上と利用者の負担軽減に努める。 d 熊野市の全面的な支援のもと、地域資源を最大限に活用し、人や地域を元気にする主催事業を推進する。 ・6つのシリーズによる魅力ある研修、体験プログラムを提案する。 ・公社の企画事業として地元の豊富な地域資源を活用した体験プログラムを実施する。 e 意見箱の設置やアンケートの実施などにより意見、要望を把握し業務の評価・改善を行う。 ・利用者への接遇の向上 ・施設環境の向上 ・食事サービスの向上 f 広報誌の発行、ホームページの開設、チラシの配布、ラジオ、テレビ等を活用した情報発信 g 魅力ある主催事業、企画事業の開催 ・青少年や市民による利用の拡大 h 熊野市のあらゆる関係団体、関係施設と連携し利用拡大に努める。 i 意見箱を設置し、利用者の意見要望を把握し、利用者の立場に立った業務の問題点を検証し、業務の改善を図る。	54.0	a 区分 金額 宿泊 1泊 児童生徒 260円 その他 630円 日帰り 児童生徒 50円 その他 150円 体育館 1時間あたり 150円 研修室 80円 ・障がい児・者とその介助者1名は使用料の1/2を減額する b 休館日は12月29日～翌年1月3日のみとする。 c 宿泊：午後1時から翌日午後1時 全ての人が分け隔てなく公平・公正な利用を確保する。 ・主催事業の参加については、応募者多数の場合は公開抽選を行う。 d 青少年の健全育成を図るための集団宿泊研修や野外活動研修などの実施。 ・青少年の育ちを支える成人指導者の養成や地域の教育力を高めることができる多様な人材を育成する事業の実施。 ・熊野の豊かな自然に親しむ機会や自然について理解を深め学習する機会となる事業の実施。 ・県民の福祉や健康増進に寄与すること及び県民が交流を図る機会となる事業の実施など。 e 利用者が野外活動プログラムで施設外に出かける際には、利用者の求めに応じて携帯用救急バックの貸出を行う。 f ホームページを開設し、利用案内や空き状況などの情報を発信する。 g 広報誌(1回10,000部)を年2回発行し東紀州をはじめ三重県内の学校などに配布する。 h 協会が管理する他の施設とともに、利用促進チームを設置し一元管理の下各種広報や利用促進活動を展開する。 i アンケートを実施し、協会が規定する「要望・苦情対応要綱」に則って対応する。	47.0	a 区分 金額 宿泊 1泊 学校など 260円 上記以外 680円 体育館 宿泊 150円 日帰り 310円 研修室 宿泊 80円 日帰り 160円 設備 宿泊 520円 日帰り 1,050円 b 7月、8月及びゴールデンウィークや大型連休については、休館日無しとして開館する。 c 宿泊：午後1時～翌日午後1時 施設：午前9時～午後10時 申込から許可までの一連の手続きは公平、公正に行う。基本的には今までの方法を引き継ぐが、アンケート等によって改善していく。 d 初年度は平成21年度の主催事業を基本的に引き継ぐ。2年目以降は、以下の4つの区分による事業を行う。 ①指導者養成事業 ②地域向け事業 ③子ども向け事業 ④交流事業 e ・ホスピタリティの充実 ・教材・アクティビティの開発と充実 ・専門職員による相談業務、直接指導の充実 ・タイムリーな情報提供と申込手続きの簡便化 ・安全管理、安全教育の徹底 f インターネットを活用した広報活動 ・紙媒体による広報活動 g 既存の利用者を確実に引き継ぐ。 ・公平性・透明性を確保する。 ・ホスピタリティの精神で受付業務・利用支援を行う。 ・学校への営業とプログラム体験出張相談との連携、地域住民との連携 h 自然体験活動の全国組織や他の指定管理者との連携、地域住民との連携 i 本施設利用者へのアンケート ・主催事業参加者へのアンケート	39.8	a 区分 金額 宿泊 1泊 児童など 250円 その他 630円 体育館 1時間 300円 研修室 1時間 150円 設備及び器具 一点及び一式 1,000円 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、宿泊料を減免する。 b 4月～9月の繁忙期は開館する。 ・宿泊：13:00から翌13:00 ・施設：9:00から22:00 c 電話で問い合わせをした後メール又はFAXで使用許可等の手続を行う。 d 自主事業については、下記の3点に配慮した事業展開を目指す。 ①公共性の担保 ②魅力溢れる事業の実施 ③継続的な事業展開の担保 ・事業ごとにそれぞれ責任者を配置し、適正な管理に努める。 e ・管理運営をサービス業と捉え、利用者の立場に立って取り組む。 ・申込方法、掲示板の充実等ハード、ソフト両面からサービス向上の施策を実施する。 ・相談～申込～下見～実施の各プロセスに沿って利用者にとっての利便性向上を追求する。 f ・マスメディアを利用した広報計画 ・インターネットを活用した広報計画 ・紙面媒体を活用した広報計画 ・人的資源を活用した広報計画 g ・新規利用者の開拓 ・リピーターの確保 ・魅力ある自主事業の企画立案 h 教育委員会代表者、学識経験者、地域住民代表者などから構成する「熊野少年自然の家運営協議会(仮称)」を設置し意見を運営に反映させる。 i 既存の利用者、潜在的な利用者に対してマーケティングの手法を活用し、サービスを提供する。 ・利用者、利用しない人も含めてアンケートを実施し常にお客様のニーズを把握し、運営協議会において検討する。	

<p>3 施設等の適切な維持管理</p> <p>(C) 管理業務に関する事項</p> <p>a 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理方法</p> <p>b 利用者の安全確保策、事故防止策</p> <p>c 緊急時・事故発生時の対応等危機管理</p> <p>d 個人情報保護</p> <p>e 情報公開</p>	<p>a 関係法令遵守、施設等の良好な維持管理</p> <p>・施設設備の維持管理水準は現状レベル以上</p> <p>・必要な官公署の免許、許可、認可等を受け、業務委託の場合は再委託先が免許等を有すること</p> <p>・施設の衛生的かつ清潔な環境維持</p> <p>b 利用者の安全確保、事故防止策</p> <p>c 緊急時・事故発生時の対応等研修</p> <p>・訓練を含む危機管理対策</p> <p>d 個人情報保護への対応</p> <p>e 情報公開への対応</p>	<p>a 安全・安心、そして快適性を追求する</p> <p>・目標・計画の設定を行い、維持管理のPDCAを導入する。</p> <p>・効率化を目指した管理業務の外部委託</p> <p>・自助努力による管理業務のコスト削減</p> <p>・効率的な施設修繕</p> <p>・省エネによる環境にやさしい施設づくり</p> <p>b 利用者の安全を最優先し、徹底した安全点検で「事故ゼロ」を実現する。</p> <p>・点検チェックシートに従った2重チェック体制を確立するなど徹底した安全点検を実施する。</p> <p>・全ての職員を対象にした災害応急対策マニュアルの熟知などにより職員の安全に対する意識の向上を図る。</p> <p>・ケーブルテレビの緊急地震速報サービスに加入し、各部屋に受信端末を設置するなど火災予防や自然災害の被害予防対策に万全を期す。</p> <p>・災害応急対策マニュアルの作成や緊急時の利用者安全対策訓練の実施などにより危機管理体制の構築し、利用者の安全確保に努める。</p> <p>・損害保険制度の活用による補償責任</p> <p>c リスク管理体制</p> <p>・火災・地震・台風（気象警報等）への対応</p> <p>・食中毒への対応</p> <p>・事故・不審者への対応</p> <p>・緊急時の対応として緊急連絡体制の整備</p> <p>d 個人情報保護に対する社会的要請を十分認識し、個人情報の適正な取扱いを行う。</p> <p>・条例等の遵守</p> <p>・管理や利用、第三者への提供、職員の意識啓発などを定めた「個人情報保護指針」の策定</p> <p>e 自然の家の管理運営に関する基本的な事項については、ホームページに掲載するなど積極的に情報公開に努める。</p> <p>・情報開示の請求へは条例などの規程に基づき適正に対応する。</p>	<p>a 利用者の安全確保と安心・快適性の向上</p> <p>・効率的な管理による施設の長寿化</p> <p>・施設・設備維持コストの最適化</p> <p>b 日常点検や表示物による注意喚起</p> <p>・防犯対策として日頃から警察と連絡を密にするとともに、利用者や職員の防犯意識を喚起する。また実際に泊った防犯マニュアルを作成し対応する。</p> <p>・事故等に応じた緊急体制の策定とマニュアルの作成</p> <p>・夜間や休館日における緊急対応として職員の動員体制を明確に整備し対応する。</p> <p>c 事故が発生した場合は、利用者の人命救助、身体的安全確保を何よりも最優先し対応する。</p> <p>・事故や災害発生時に迅速に対応できる取組みや事故等の再発防止の取組みを実施するとともに、指定管理者賠償責任保険及び火災保険に加入する。</p> <p>d 「個人情報保護法」「三重県個人情報保護条例」に準拠するとともに、自然の家で収集した個人情報は予め定められた範囲内で使用し、利用者本人の同意なく、目的外での利用提供は行わない。</p> <p>・管理責任者を設置し、目録の作成や、職員への研修を実施する。</p> <p>e 「情報公開法」「三重県情報公開条例」を遵守するとともに、協会が定める「情報公開規程」により厳格かつ適正に取り扱いを行う。</p> <p>・情報公開を通して公正かつ透明感のある経営の基盤を築き、県民からの理解と信頼に値する法人として認められるよう努める。</p>	<p>a 維持管理保全のマスタープランを作成、保守点検管理の実践を行う。</p> <p>・使い方、頻度に応じたゾーニングを計画し効果的な清掃でキレイな環境の提供</p> <p>b 万が一に備え、スタッフは救命技能認定者を配置</p> <p>・小中学校実績からリスクを想定し迅速な対応</p> <p>・円滑な校外学習活動のサポート。活動プログラムの案内・危険箇所等の案内</p> <p>・安全対策マニュアルの作成で徹底した安全管理体制の構築</p> <p>c 定期的な見廻りと声かけを實踐。</p> <p>「見つめる」施設として安全性の確保</p> <p>・設備を見守る「遠隔監視装置」を設置</p> <p>・ハザードマップを活用して所内巡視を徹底</p> <p>・施設運営面でのリスク予防・軽減対策</p> <p>d 個人情報保護について、以下の具体的な取組みとして実践</p> <p>・人的安全管理措置</p> <p>・物理的安全管理措置</p> <p>・技術的安全管理措置</p> <p>・再委託先への個人情報提供については、必要な契約を締結し、その他法令上必要な措置を講じる。</p> <p>e 情報公開請求があった場合は、速やかに県教育委員会と連携する。指定管理開始後は熊野少年自然の家で保管する書類等の整理やファイリングを徹底</p>	<p>a 利用者が安全で快適に利用できるとともに、県立施設としての「県民の財産」を長期的にまた安定的に使用できるよう維持管理に努める。</p> <p>・日常の点検を注意深く行い、トラブルが発生する前に早期発見、早期対応に努める</p> <p>また、不具合発生時には適切な対応をとり事故の予防に努める。</p> <p>b 利用者管理における事故防止への取組みとして、施設入場時退場時における利用者の健康状態確認の実施や来館者への積極的な挨拶の実施</p> <p>・防災・災害時の安全対策</p> <p>・事故発生時における応急手当の実施</p> <p>c 緊急時を想定し事前の準備を行う。</p> <p>・自衛消防隊の編成</p> <p>・職員の参集</p> <p>・緊急時対応マニュアルと防災訓練及び研修の実施</p> <p>d 当施設における個人情報保護方針と個人情報保護規定を策定</p> <p>・管理責任者の明確化と組織的・人的な対策を行う。</p> <p>・物理的・技術的対策を実施</p> <p>e 三重県情報公開条例、同条例施行規則を理解したうえで以下の点に留意</p> <p>・速やかに書類提出ができるよう資料の整理情報の整備に心がける。</p> <p>・県教育委員会との連携を密にし報告・連絡・相談に対しては十分に配慮</p> <p>・情報公開にあたっては十分に配慮</p>	
<p>4 経費の縮減</p> <p>(D) 収支計画に関する事項</p> <p>a 収支計画の積算の考え方</p> <p>b コスト削減の考え方</p>	<p>a 利用の促進と収入の確保</p> <p>b 経費削減の努力</p> <p>○指定管理料限度額（消費税及び地方消費税含む）</p> <p>指定管理料総額 129,383千円（3年間）</p> <p>（内訳）</p> <p>平成22年度 43,141千円</p> <p>平成23年度 43,206千円</p> <p>平成24年度 43,036千円</p>	<p>a 収入については、宿泊利用者平成24年度で14,000人を目標に算出</p> <p>・支出については、利用者満足度を高められるよう必要な職員を配置、修繕費については、老朽化や施設環境向上のため余裕を持って見積もっている。</p> <p>b 人件費については、事務系職員と技術系職員の担当業務を固定化することなく、一人の職員がいくつもの役割を担うよう努める</p> <p>・専門性を有する業務は外部委託を行うが、できる限り職員自ら行うこととする。</p> <p>・広報、PR経費、消耗品については削減に努める。</p> <p>指定管理料提案額</p> <p>129,383千円（3年間）</p> <p>（内訳）平成22年度 43,141千円</p> <p>平成23年度 43,206千円</p> <p>平成24年度 43,036千円</p>	<p>a 人件費については、受付、清掃などの要員については、東紀州から雇用する</p> <p>・委託が必要な専門的な業務については入札や見積合わせを行い、可能な限り東紀州地域の業者を中心に委託する。</p> <p>b 職員の配置については、施設の予約状況に応じて就業状況を判断し、人件費の削減に努める。また職員のマルチスタッフ化を進めコスト削減に努める。</p> <p>・消耗品、事務用品等は協会一括購入し、コストを削減する。</p> <p>指定管理料提案額</p> <p>123,540千円（3年間）</p> <p>（内訳）平成22年度 41,180千円</p> <p>平成23年度 41,180千円</p> <p>平成24年度 41,180千円</p>	<p>a 3年間の利用者増を見込むことにより収入増を図り指定管理料の削減を提案。</p> <p>b 施設の効率的な運営と安全対策の観点から現状の仕様を検討し、適切な管理運営を提案する。宿直業務は利用者がいない場合、設備等の遠隔監視及び夜間巡回監視で施設の安全を守る。</p> <p>指定管理料提案額</p> <p>128,782千円（3年間）</p> <p>（内訳）平成22年度 43,090千円</p> <p>平成23年度 42,968千円</p> <p>平成24年度 42,724千円</p>	<p>a 延利用者数の目標を26,000人のうち半数の13,000人を宿泊者と想定して積算。</p> <p>・人件費については、正社員はある程度必要であると考え、臨時社員の人件費はできるかぎり削減する。</p> <p>b 施設保守・点検において自社直営で実施したり、環境配慮も考慮した光熱費、水道費の削減などにより経費を削減する。</p> <p>指定管理料提案額</p> <p>125,498千円（3年間）</p> <p>（内訳）平成22年度 42,231千円</p> <p>平成23年度 41,637千円</p> <p>平成24年度 41,630千円</p>	
<p>5 必要な人員及び財政的基盤</p> <p>(E) 組織及び人員に関する事項</p> <p>a 職員の雇用形態、勤務形態、業務内容、保有資格等</p> <p>b 職員の配置、勤務ローテーション</p> <p>c 職員の人材育成の基本方針、研修計画等</p> <p>d 持続的・安定的に運営できる財政的基盤</p>	<p>a 常駐総括責任者と管理に必要な人員の配置</p> <p>・適切な管理業務のためのチェック体制確立</p> <p>b 施設管理に支障のない勤務体制</p> <p>c 職員の研修の定期的実施、人材育成</p> <p>d 施設管理の実績など</p>	<p>a 正規職員4人、臨時職員4人の計8人、内訳は所長、指導系3人、事務系2人、宿日直職員2人</p> <p>・常勤指導系職員は教員免許を有する者で学校教育、社会教育の経験を有する者。非常勤指導系職員は自然観察指導員などの資格を有する者。</p> <p>b 通常業務の実施体制の充実を図るほか、安全・安心で満足度の高い施設運営を確実に実行できる職員体制とする。</p> <p>c 公の施設の指定管理を担う職員として資質向上を図る研修を実施</p> <p>・自ら積極的に学習・活動する機会を設けるなど多様な研修方法を確保する。</p> <p>・顧客である利用者の満足度などにより研修・訓練の内容を検証する。</p> <p>d 熊野市の全面的支援により持続的、安定的な運営が可能。</p>	<p>a 常勤職員4人、非常勤職員1人、臨時雇い6人の計11人</p> <p>内訳は所長、指導系職員3人、事務系職員3人、施設管理等4人</p> <p>・保有資格は、教員免許、キャンプディレクター、レクリエーションコーディネーターなど</p> <p>b マルチスタッフ化を図り、指導系、事務系区別なくどの職員もが対応できるようにする。</p> <p>c 人権研修・個人情報保護・情報公開研修を実施</p> <p>・救急救命研修を実施</p> <p>・OJT（職務を通じての研修）、OFF-JT（職務以外を離れての研修）、SDS（自己啓発）の取組み</p> <p>d 資産の多くが国債や大阪市債などの公共債で借入金残高もなく、安定した施設運営を行うことが可能。</p>	<p>a 常勤職員5人、非常勤職員2人、を基本に繁忙期の夜間監視員</p> <p>内訳は所長、事務担当2人、事業担当3人、施設管理1人</p> <p>・保有資格はキャンプディレクター1級、キャンプインストラクターなど</p> <p>b 宿日直業務において、宿泊利用がない日については遠隔監視装置にて対応する体制をとる。</p> <p>c 全国研修への参加</p> <p>・資格取得研修の開催及び参加</p> <p>・技術研修の開催</p> <p>・救急法研修、防災、防犯研修</p> <p>・個人研修</p> <p>d 国際自然大学は数々の指定管理実績があり、東急コミュニティーも数々のビル・施設管理実績がある。</p>	<p>a 正規職員4人、臨時職員7人、パート2人の計13人</p> <p>総括責任者、副所長、事業担当2人、事務担当2人、施設・設備担当2人、清掃担当2人、宿直担当3人</p> <p>b 総括責任者からの指示、命令が各担当に遅延なく伝達される体制により、ミス・ムラのない迅速な対応ができる体制を構築する。</p> <p>c 以下の4つの要素を総合的にバランスよく教育していく。</p> <p>・マナー教育</p> <p>・技術教育</p> <p>・専門的研修</p> <p>・AED・緊急時対応教育</p> <p>d 数々の指定管理実績がある</p>	
合計点数		260	197.2	177.4	176.8	148.6
2 指定管理者候補団体						
選定した団体の名称等		選定委員会講評				
三重県熊野市井戸町653番地12 有限会社熊野市観光公社 代表取締役 和田 全弘		地域の関係団体と緊密な連携が可能であり、熊野「ネイチャーウォッチング！」シリーズや熊野「フードカルチャー！」シリーズなど、地域資源を有効に利用した多様な主催事業の実施が期待できる。また、設備・器具の利用料金を無料とすることや、利用者の希望に応じて食事メニューを柔軟に提供することなど、利用者の利便性への配慮もなされている。さらに、ケーブルテレビの緊急地震速報サービスの受信端末を各部屋に設置するなど、防災に関する具体的な対策も提案されている。施設管理の経験がないことから、収支計画書の管理経費の収支に若干のアンバランスが見られるものの、地元団体という強みを活かして、地域と一体となった運営が期待される点を高く評価した。				



# 1 教育委員会における総務事務の集中化について

## 1 総務事務の集中化を行う目的

教育委員会では、限られた財源や人的資源のもとで、今後も県民に教育に関するサービスを提供していくため、給与、旅費などの総務事務を一カ所に集中化し、申請などを電子化することにより、事務処理の効率化を目指します。

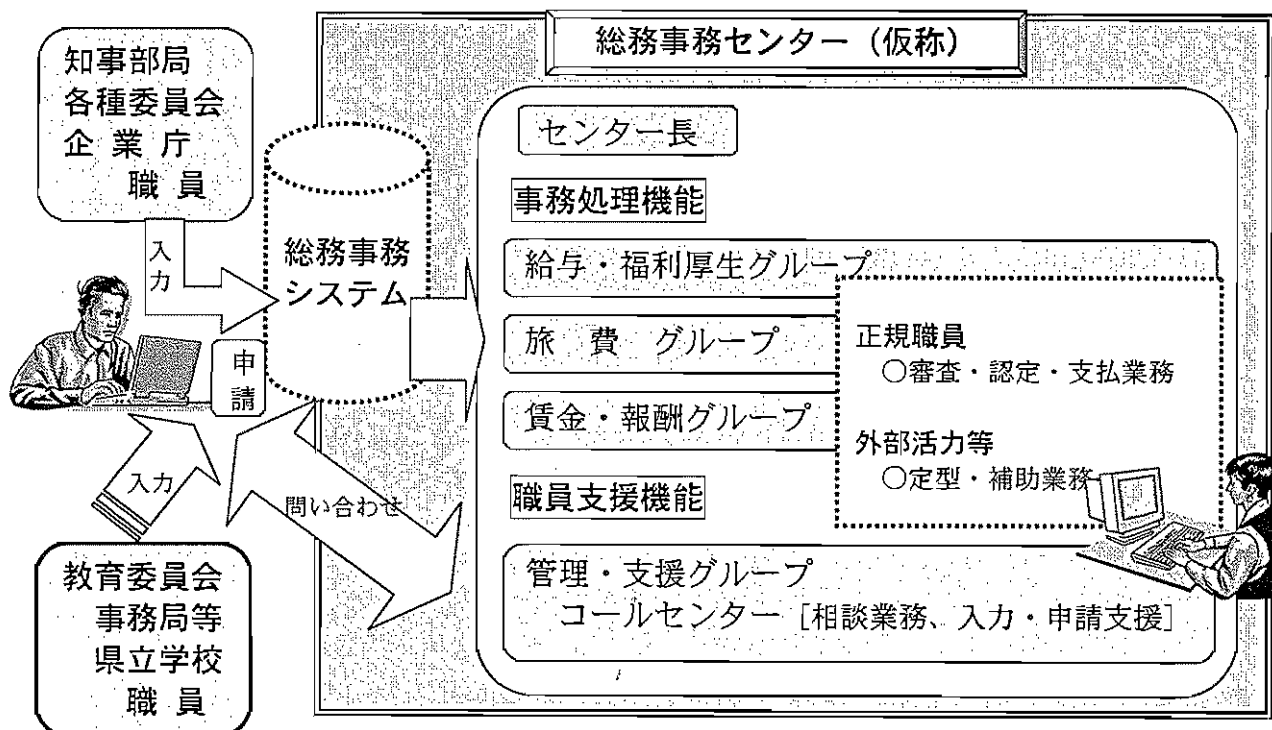
これにより、県立学校での教職員の負担を軽減し、児童・生徒に関わる時間の確保を図ります。

集中化にあたっては、知事部局とともに「総務事務センター（仮称）」を設置し、簡素で効率的なしくみを構築していきます。

## 2 総務事務センター（仮称）の概要

### (1) 組織の位置付け及び名称

組織的には、知事部局総務部内の本庁の一つの室として設置される予定です。



自分の机にある一人一台パソコンから旅費、給与等の申請の手続きができます。

### (2) 設置時期

平成22年4月1日（総務事務システムも本格稼働）

- ・ 総務事務センター（仮称）の事前準備は平成21年10月から（各種情報データの入力・移行、総務事務取扱マニュアルの整備、派遣者等の教育・指導等）
- ・ 総務事務システムの試行は平成22年1月頃から

### (3) 設置場所

三重県合同ビル 東海労働金庫津支店及び営業統括部三重営業課 跡を予定（東海労働金庫津支店は、平成22年1月中旬 津市桜橋に移転する予定）

(4) 対象業務（総務事務センター（仮称）で集中化する事務の種類）

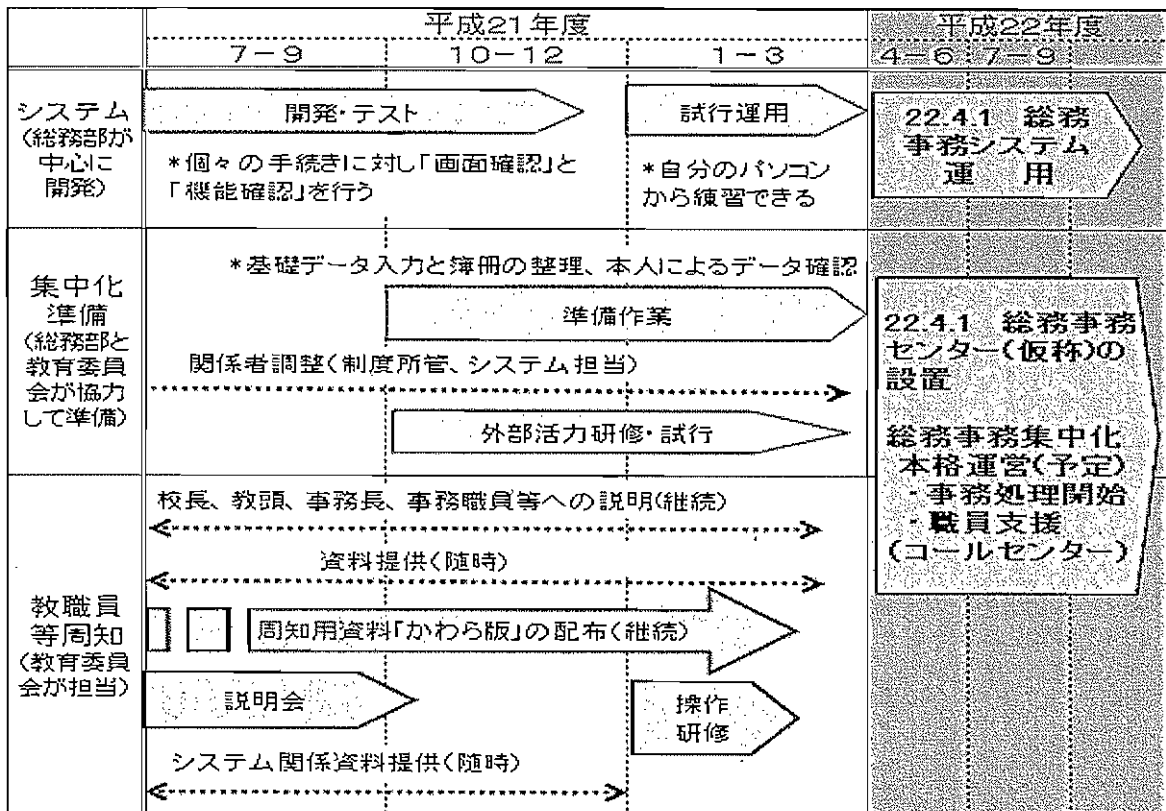
組織	業務	給与等	旅費	福利厚生	共済互助会	賃金・報酬職員
教育委員会	事務局	○	○	○	×	○
	県立学校	○	○	○	×	○
知事部局(参考)		○	○	○	○	○

○：対象、 ×：対象外

(5) 教育委員会における総務事務システムを使った申請手続き（主な内容）

分類	教職員本人が行う申請等	本人申請等の後、総務事務センターで処理を行う業務
給与	特殊勤務手当実績報告 住居、扶養、通勤等の届出 年末調整関係申告	諸手当認定事務 給与報告、支給事務 年末調整事務
サービス	休暇伺い 氏名、住所、履歴事項の変更申請	異動関係書類の管理事務 履歴事項の変更事務
旅費	旅行命令 精算請求	旅費の審査・支給事務 旅費入力支援
福利厚生	児童手当関係の届出 財形貯蓄申込・解約・払戻	児童手当、財形貯蓄関連事務 健康診断結果の提供
賃金・報酬職員 (非常勤講師)	勤務実績報告 休暇伺い	賃金・報酬支払事務 所得税関係事務 雇用保険、社会保険関係事務

3 教育委員会における総務事務の集中化のスケジュール



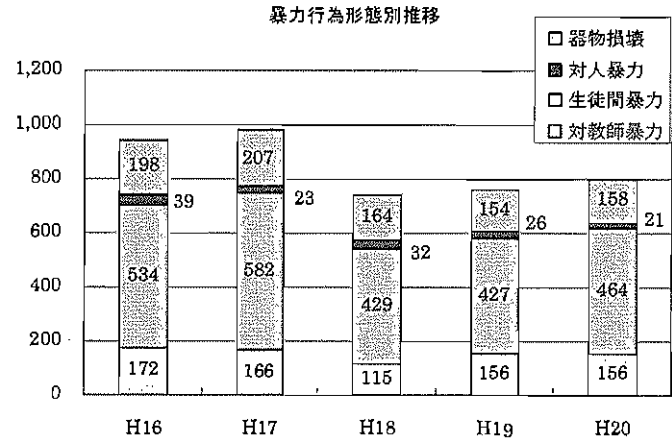
## 2 生徒指導対策について

### 1 平成20年度 公立小・中学校及び高等学校における暴力行為の状況

#### 1 概要

平成20年度における暴力行為の発生件数は799件で、平成19年度と比較すると全体で36件(4.7%)増加しました。

最も多かった平成13年度の2,423件と比較すると、約67%の減少となっています。



#### 2 形態別状況

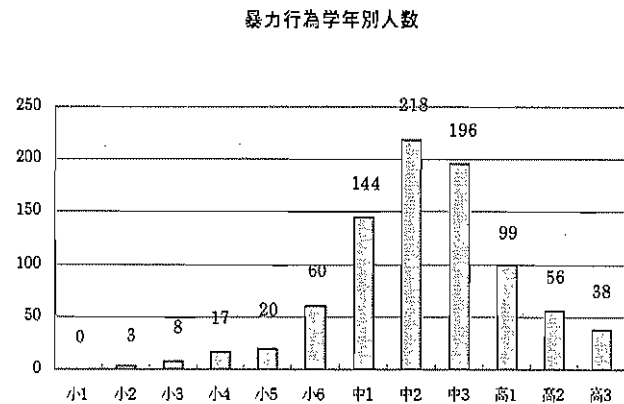
形態別では、生徒間暴力が464件(構成比58.1%)で最も多く、次いで器物損壊158件(同19.8%)、対教師暴力156件(同19.5%)、対人暴力21件(同2.6%)となっています。

暴力行為推移(形態別) (単位: 件)

	H16	H17	H18	H19	H20
対教師暴力	172	166	115	156	156
生徒間暴力	534	582	429	427	464
対人暴力	39	23	32	26	21
器物損壊	198	207	164	154	158
計	943	978	740	763	799

#### 3 学年別状況

形態別加害児童生徒の総数は859人で、中学生が558人と全体の65.0%を占めています。学年別では、中学2年生が218人と最も多く、全体の25.4%を占め、続いて中学3年生196人(22.8%)、中学1年生144人(16.8%)となっています。



#### 4 校種別状況

中学校が576件で全体の72.1%を占めています。続いて高等学校130件で16.3%、小学校93件で11.6%となっています。

平成19年度と比較すると、小学校で36件の増加、中学校で21件の増加、高等学校で21件の減少となっています。

暴力行為推移(校種別) (単位: 件)

	H16	H17	H18	H19	H20
小学校	58	54	69	57	93
中学校	752	781	559	555	576
高等学校	133	143	112	151	130
計	943	978	740	763	799
増減(▲)率(%)	▲12.8	3.7	▲24.3	3.1	▲4.7

#### 5 加害児童生徒実人数

本年度から調査を始めた加害生徒実人数については、小学校が94人、中学校が481人、高等学校が175人となっています。

## II 平成20年度 公立小・中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

### 1 概要

平成20年度の公立小・中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は362件で、平成19年度と比較すると184件減少しています。校種別では、小学校126件、中学校186件、高等学校48件、特別支援学校2件となっています。

### 2 学年別認知件数

学年別では、中学1年生が101件で最も認知件数が多く、次いで中学2年生61件、小学6年生37件、小学5年生35件、小学4年生31件の順となっています。

### 3 いじめの解消状況

全体では、327件(90.3%)が解消しています。校種別では、小学校120件(95.2%)、中学校164件(88.2%)、高等学校41件(85.4%)、特別支援学校2件(100%)の解消状況となっています。

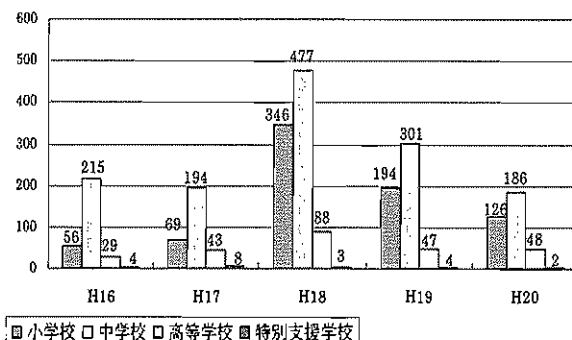
### 4 いじめ発見のきっかけ

最も多い発見のきっかけは、小中学校ともに「当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え」(小学校37件、中学校65件)となっています。高等学校では「本人からの訴え」(24件)、特別支援学校では「学級担任以外の教職員が発見」「本人からの訴え」(各1件)となっています。

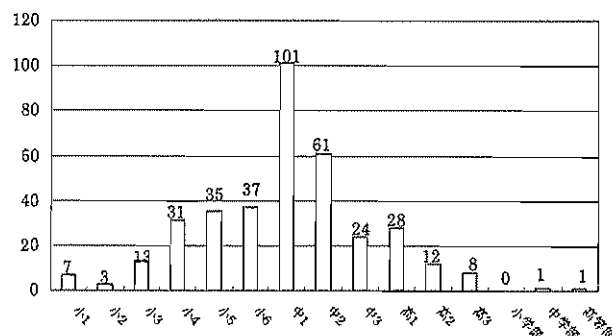
### 5 いじめの態様(複数回答)

小中学校、高等学校では「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、全体の37.9%を占めています。次いで、小学校は「仲間はずれ、集団による無視をされる」、中学校は「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる」、高等学校は「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」となっています。

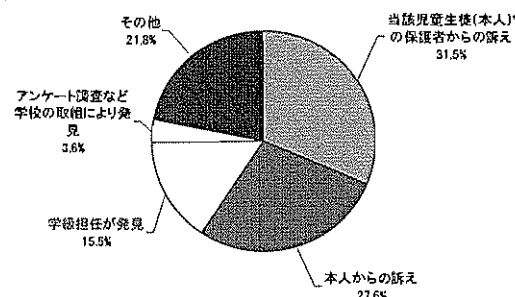
いじめ推移



学年別認知件数



いじめ発見のきっかけ(全校種)





## 6 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組（複数回答）

「職員会議等を通じて共通理解を図った」が最も多く、次いで「道徳等ではじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った」、「児童・生徒会活動等を通じていじめの問題を考えさせたり、人間関係づくりを促進した」、「いじめ問題に対応するため、教育相談体制の充実を図った」の順となっています。

## 7 いじめの実態把握のための学校の具体的な方法（複数回答）

小学校では、「家庭訪問」が最も多く、中学校では「教職員と生徒との間で日常的に行われている日記等」、高等学校では、「個別面談」が最も多くなっています。

### Ⅲ 学校非公式サイト対策推進事業

#### 1 検索期間

第1回検索：6月15日～7月10日

第2回検索：9月 1日～9月30日

#### 2 対象校

県内すべての公立中学校（172校）、公立高等学校（64校） 計236校

#### 3 第2回検索の結果発見された学校非公式サイト

	掲示板タイプ	プロフタイプ	合計
中学校	478 サイト (330)	726 サイト (755)	1,204 サイト (1,085)
高等学校	691 サイト (415)	4,814 サイト (4,713)	5,505 サイト (5,128)
合計	1,169 サイト (745)	5,540 サイト (5,468)	6,709 サイト (6,213)

\* ( ) 内は、第1回検索結果

#### 4 特に問題のある書き込み（個人への誹謗中傷、詳しい個人情報の掲載など）

	中学校	高等学校	合計	
特に問題のある書き込み	53件 (143)	95件 (172)	148件 (315)	
うち、削除依頼した件数	25件 (43)	25件 (40)	50件 (83)	
内訳	誹謗中傷	1件 (24)	1件 (6)	2件 (30)
	個人情報の掲載	24件 (19)	24件 (24)	48件 (43)
	その他	0件 (0)	0件 (10)	0件 (10)

\* ( ) 内は、第1回検索結果

#### 5 第1回検索後、継続監視によって新たに発見された誹謗中傷（削除依頼を行ったもの）

中学校：4件（1校） 高等学校：14件（5校） 《うち、1校で9件》

#### 6 三重県の状況

- (1) 第2回検索においても、第1回検索と同様、すべての公立中学校、高等学校で学校非公式サイトが作られていることが明らかになった。
- (2) 中学校では、サイト数は少ないものの、高等学校に比べて、今回も危険度の高い書き込み（削除依頼した件数）の割合が高かった。
- (3) 都市部以外の地域においては、中学校、高等学校とも「特に問題のある書き込み」が少ない傾向にあるが、うち数校では、プロフの開設がブーム化して、個人情報の掲載等が多く見られる。
- (4) これまで先行的にネットパトロールを実施してきた市では、今回も「特に問題のある書き込み」が少なかった。
- (5) 第1回検索においては、職業系の高等学校では、サイトの数や「特に問題のある書き込み」が普通科（単独）高等学校に比べ少ない傾向にあったが、その差は見られなくなった。
- (6) 第1回検索後の各学校での指導の結果、「特に問題のある書き込み」が減少した。
  - ・ 「特に問題のある書き込み」は、中学校で約1/3に、高等学校で約1/2に減少した。
  - ・ 誹謗中傷が激減した。一方で、個人情報の掲載は減少していない。
  - ・ 削除依頼した件数は、中学校、高等学校ともに約4割減少した。

### 3 「第33回全国高等学校総合文化祭」の報告について

#### 1 開催期間

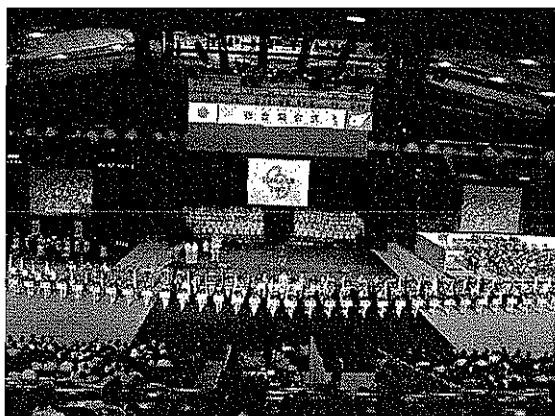
- ・ 平成21年7月29日（水）～8月2日（日） 5日間

#### 2 開催場所

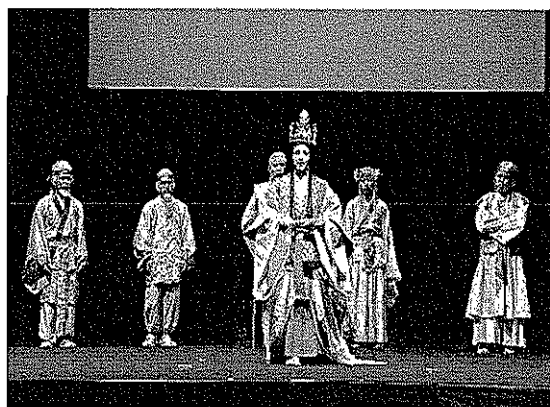
- ・ 県内15市町の26会場で開催

#### 3 開催部門

- ・ 開会行事（総合開会式、パレード）
- ・ 部門大会（公式18部門、協賛6部門）



総合開会式第1部



総合開会式第2部



パレード（テープカット）



パレード行進出発

#### 4 開催結果

##### (1) 大会参加者等総数 87,471名

項 目	人 数	備 考
①大会参加者	19,720	
県内参加者	2,948	
県外・海外参加者	16,772	ブラジル、中国、韓国、ラオスの生徒62名を含む。
②引率教員等	4,662	
県内教員等	705	
県外・海外教員等	3,957	ブラジル、中国、韓国、ラオスの引率者18名を含む。
③観覧者	57,139	
④運営スタッフ	5,950	
教員等	1,469	
生徒数	4,481	
合計 (①+②+③+④)	87,471	

##### (2) 県内高校生の表彰 6件

部 門 名	表 彰 結 果	名 前 ・ 団 体 名
写 真	文部科学大臣賞 (最優秀賞)	三重県立宇治山田高等学校 河嵯悠里 (3年)
囲 碁 (男子個人)	文部科学大臣賞 (優 勝)	三重県立津高等学校 闇雲 翼 (3年)
将 棋 (女子団体)	第3位	三重県立伊勢高等学校
演 劇	優良賞	三重県立飯野高等学校
映 像 (ビデオカメラ映像)	優良賞 審査員特別賞	三重県立飯野高等学校 三重県立いなべ総合学園高等学校

##### (3) 国際交流

###### ① 招へい国・学校と演目

招 へ い 国	招 へ い 校	舞 台 演 目
中華人民共和国	広西民族中等専業学校	走在山水間
ブラジル連邦共和国	サンパウロ州立ジョルナリスタ・ワンディック・フレイタス学校	サンバ
ラオス人民民主共和国	国立音楽舞踊学校	サム・ファン
大韓民国※	ソウル市立慶福ビジネス高等学校	峯南(ヨンナム)節

※ 大韓民国は、次年度開催県である宮崎県が招へいしました。

## ② 滞在日程

- ・ 知事表敬訪問（7月27日（月）知事室）
- ・ 歓迎レセプション（7月27日（月）津市センターパレスホール）
- ・ 県内高校との交流
  - 7月26日（日） 国立音楽舞踊学校（ラオス） 久居高等学校
  - 7月30日（木） サンパウロ州立ジョルナリスタ・ワンディック・フレITAS学校（ブラジル） 飯野高等学校
  - 7月31日（金） 広西民族中等專業学校（中国） 三重高等学校



総合開会式舞台芸術披露

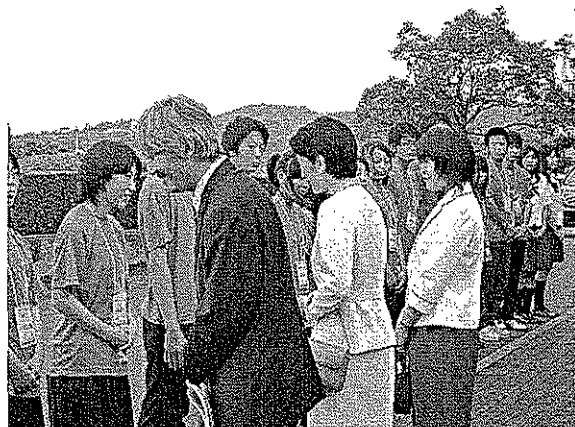
## （4）秋篠宮殿下同妃殿下、眞子内親王殿下のお成り

### ① お成り日程

- ・ 平成21年7月28日（火）～7月30日（木）

### ② 御視察場所

- ・ 7月29日（水）（午前）写真部門（県営総合競技場体育館）  
（午後）総合開会式（県営サンアリーナ）
- ・ 7月30日（木）（午前）美術・工芸部門（三重県立美術館）  
（午後）吹奏楽部門（三重県総合文化センター）



生徒と話される秋篠宮殿下

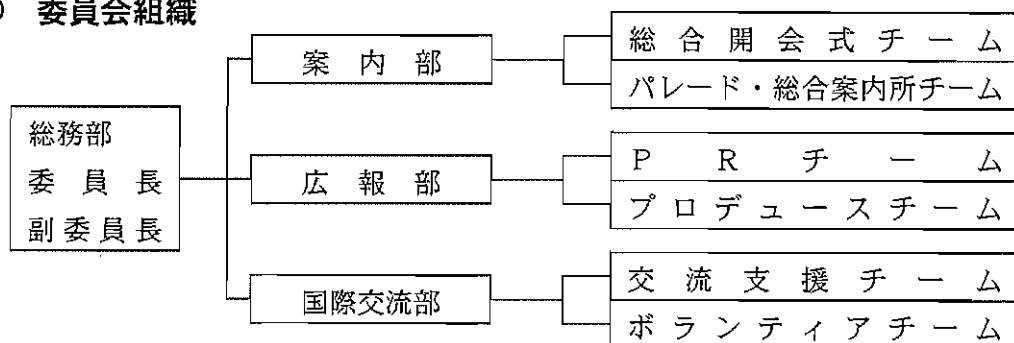
## (5) 生徒実行委員会

- ・ 大会の企画・運営に当たっては、生徒実行委員会が核となって、全国からの参加者を生徒がお迎えし、生徒が主体的に関わる手づくりの大会を目指しました。
- ・ 総合開会式、パレードでは、受付、案内などの運営に携わりました。国際交流では、歓迎レセプションの企画・実施と招へい国訪日団の案内をしました。

### ① 実行委員数

- ・ 27校 76名（男子19名、女子57名）

### ② 委員会組織



## (6) 新型インフルエンザ対策

### ① 大会期間中（7月29日～8月2日）

- ・ 感染防止チラシを、各開催会場で参加者、引率教員、観覧者に個別配布
- ・ 消毒液を各開催会場に設置し、参加者等への手指消毒を徹底
- ・ 各救護所に、サージカルマスクを配備
- ・ 期間中、毎日、部門から風邪の症状で医療機関を受診した人数、症状を報告

### ② 大会終了後（8月3日～8月7日）

- ・ 参加生徒が新型インフルエンザに感染した学校の情報を各都道府県高等学校（芸術）文化連盟へ通知し、注意を喚起（8月3日、4日の2回実施）

## (7) 宿泊者数 延べ19,994名

項目	延べ 宿泊者数	7/28 (火)	7/29 (水)	7/30 (木)	7/31 (金)	8/1 (土)	8/2 (日)
北勢地域	5,275	97	719	1,546	1,436	1,093	384
中勢地域	6,587	463	1,321	1,716	1,319	1,311	457
伊勢志摩地域	5,211	325	1,463	1,555	993	800	75
伊賀地域	2,343	0	211	745	829	486	72
東紀州地域	578	0	157	190	133	94	4
全 県	19,994	885	3,871	5,752	4,710	3,784	992

(注) このデータは第33回全国高等学校総合文化祭宿泊等サポート室がまとめたものです。

## 4 「2009年第29回世界新体操選手権」の報告について

### 1 大会開催状況

- (1) 大会期間 平成21年9月7日(月)～13日(日)  
※9月7日(月)は無料観戦日
- (2) 参加国及び地域 51の国と地域
- (3) 参加選手団人数 677人
- (4) 観客動員数 18,600人
- (5) 大会応援運動 参加学校数36校、5,212人
- (6) ポスターコンクール応募数 361点
- (7) 市民応援団 18団体(伊勢市・鳥羽市・志摩市各6団体)
- (8) 大会ボランティア数 445人(延べ)

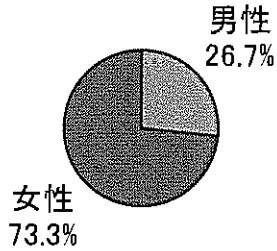
### 2 アンケート調査概要

- (1) 調査日 平成21年9月8日(火)から9月13日(日)まで各日実施  
※9月7日(月)は無料観戦日のため実施せず
- (2) 調査方法 総合案内所でアンケート用紙を来場者に配布(無記名回答)
- (3) 主な設問 ①回答者属性(性別、年代、居住地、交通手段、宿泊の有無)  
②大会情報の入手方法  
③新体操競技の観戦頻度、  
④大会観戦の満足度
- (4) 調査結果(右頁のグラフ参照)
- ・回答総数 計611人(観客の約6.5%)  
※無回答があるため各設問の合計は一致しない
  - ・性別 女性「443人(73.3%)」、男性「161人(26.7%)」
  - ・年代 一番多い年代:40歳代、60歳代「109人(18.0%)」  
一番少ない年代:70歳以上「55人(9.1%)」
  - ・居住地 県内「345人(57.3%)」、県外「257人(42.7%)」
  - ・交通手段 自家用車「392人(65.4%)」公共交通機関「194人(32.4%)」
  - ・主な情報入手方法(複数回答あり)
    - ①知人等から 223人(26.9%)
    - ②ホームページ 133人(16.0%)
    - ③広報紙 118人(14.2%)
    - ④ポスター 95人(11.4%)
    - ⑤新聞 92人(11.1%)
  - ・観戦頻度 初めて「322人(53.1%)」、観戦経験あり「284人(46.9%)」
  - ・満足度 「満足」と回答のあった比率「576人(97.6%)」  
(内訳)とても満足「423人(71.7%)」、まあ満足「153人(25.9%)」  
どちらでもない「10人」、  
あまり良くない「2人」、良くない「2人」

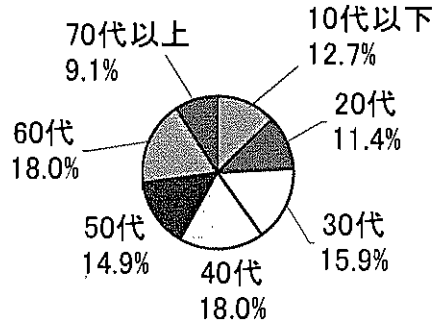
# 2009年第29回世界新体操選手権 アンケート調査結果

## 1 観客属性

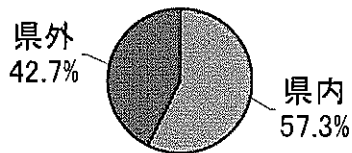
(1) 性別



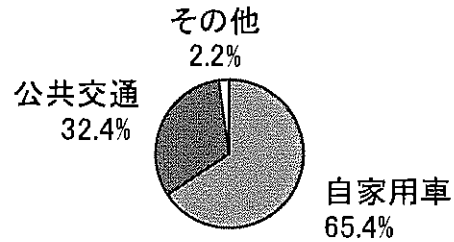
(2) 年代別



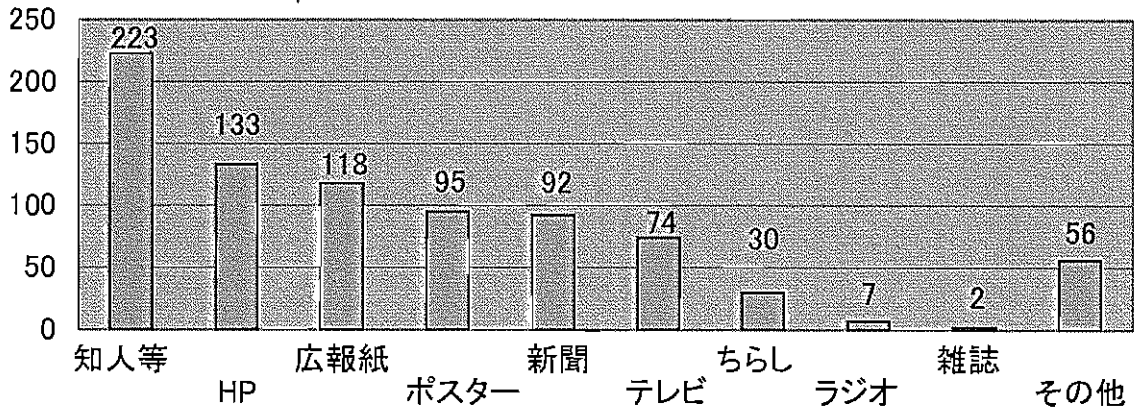
(3) 居住地別



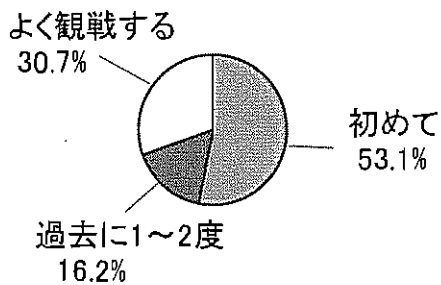
(4) 交通手段



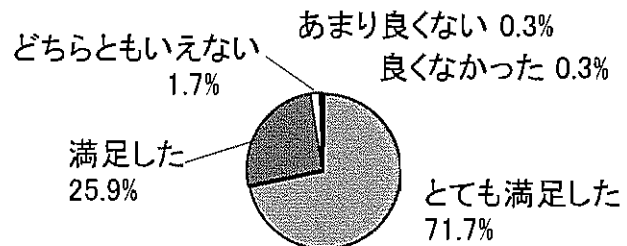
## 2 大会情報入手先(複数回答可・回答総数611)



## 3 観戦頻度



## 4 満足度





## 5 審議会等の審議状況（平成21年9月16日～平成21年11月23日）

### 1 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	平成21年度第2回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	平成21年10月5日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 向井 弘光 委員 上島 和久 他17名 (出席者20名)
4 諮問事項	次期の三重県教育振興ビジョン（仮称）の策定について
5 調査審議結果	<p>○教育振興ビジョン検討第1部会から審議経過が報告され、質疑応答、意見交換が行われました。（継続審議）</p> <p>○今後の審議を円滑に進めるため、ビジョンの体系を仮置きすることについて審議され、承認されました。</p> <p>○「部会」における検討テーマ、部会に所属する委員が承認されました。</p> <p>○三重の教育の目標となる「子どもたちに育みたい力」と基本的な取組姿勢である「基本方針」について、意見交換が行われました。（継続審議）</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知識を判断力、行動力に活かせるよう、横断的な力を教育していく必要がある。</li> <li>・困難を乗り越えていけるバイタリティ、行動力、チャレンジ精神のある人を育てていく必要がある。</li> <li>・おとなの一方的な思いを押しつけるのではなく、子どもたちのために何ができるのかを皆で考えたい。</li> <li>・学校と家庭、地域が協力していくため、信頼関係を作っていく必要がある。</li> </ul>
6 備考	<p>次回開催日：平成21年1月下旬</p> <p>今後の予定：今後7回の推進会議と延べ13回程度の部会を開催後、平成22年11月頃に審議結果を報告予定</p>

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第2回教育振興ビジョン検討第1部会
2 開催年月日	平成21年9月17日
3 委員	部会長 多喜 紀雄 委員 上島 和久 他8名 (出席者7名)
4 諮問事項	特別支援教育の今後のあり方について
5 調査審議結果	<p>○特別支援教育の今後のあり方について、現状と課題を報告の後、意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学指導は単に就学先を決定するためのものではなく、個別の教育支援計画策定の一環として行う必要がある。</li> <li>・特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任には特別支援教育に係る専門性が必要であり、その人材育成に係る体制整備が必要である。</li> </ul> <p>○聾学校長と盲学校長学校の現状と課題が報告された後、それぞれの学校のあり方について意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聾学校は、就学前や学齢期の支援、巡回指導や研修支援などセンター的機能が求められている。</li> <li>・視覚障がい児教育については、教育と福祉等の関係機関がそれぞれどのように支援していくか、検討していく必要がある。</li> </ul>
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第3回教育振興ビジョン検討第1部会
2 開催年月日	平成21年10月26日
3 委員	部会長 多喜 紀雄 委員 上島 和久 他8名 (出席者8名)
4 諮問事項	特別支援教育の今後のあり方について
5 調査審議結果	<p>○特別支援学校視察に参加した委員から感想等が報告されました。</p> <p>○特別支援教育の今後のあり方、特に、寄宿舍のあり方、幼稚園や高等学校における特別支援教育のあり方、就労支援のあり方について、現状と課題を報告の後、意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄宿舍への期待も、時代と共に変化している。特別支援教育の目的のために、寄宿舍で何ができるが考える必要がある。</li> <li>・幼稚園における特別支援教育のあり方を考えると、福祉や医療も含めての横の連携が必要である。</li> <li>・幼稚園における特別支援教育には、保護者の思いにどのように目を向けていくかが、非常に重要である。</li> <li>・特別な支援を要する子どもも含めて、幼児期には自尊心を大事にし、「生きる力」につなげていく必要がある。</li> <li>・苦手な部分を抱えている子どもが自尊心を傷つけずに希望を持って生きていけるよう進路の選び方、生き方のサポートが必要である。</li> </ul>
6 備考	<p>次回開催日：平成21年11月25日</p> <p>今後の予定：今後21年度中に3回、22年度に2回程度開催予定</p>

審議会等の名称	教育改革推進会議 第1回教育振興ビジョン検討第2部会
2 開催年月日	平成21年11月12日
3 委員	部会長 川本 健 委員 杉浦 礼子 他9名 (出席者10名)
4 諮問事項	学力の育成について
5 調査審議結果	<p>○今後の審議スケジュールが承認されました。</p> <p>○「全国学力・学習状況調査」の結果を踏まえた当面の対応方針を報告の後、学力の育成にかかる基本的な取組方向について、意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知識よりもそれを獲得するプロセスを身につけさせることが重要である。</li> <li>・問題解決力を重視する必要がある。</li> <li>・基礎的な学力は粘り強く教えていくべきである。</li> <li>・少人数教育を今後とも推進する必要がある。</li> <li>・塾に行かなくてもよい学力養成をめざしたい。</li> <li>・「三重県型学力」を再定義するののも一つの方法である。</li> </ul> <p>○主体性・学習意欲の育成について、現状と課題を報告の後、今後の組織的な取組方向等について議論が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・できない苦しさではなく、学ぶ楽しさを教えていくことが重要である。</li> <li>・達成感をもたせたい。</li> <li>・子どもの安心感、心の安定が意欲にもつながる。</li> <li>・「人生を価値あるものにするために勉強する」ということを子どもたちに気づかせたい。</li> <li>・「入試のために勉強せよ」と言うのは良くないが、入試を乗り越えることが重要という考え方もある。</li> <li>・今の体験学習は枠にはまっている。もっと子どもたちを元気にする取組が必要である。</li> <li>・大人がもっと見本となるべきである。</li> </ul>
6 備考	次回開催日：平成21年12月17日 今後の予定：今後21年度中に2回、22年度に2回程度開催予定

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第1回教育振興ビジョン検討第3部会
2 開催年月日	平成21年11月10日
3 委員	部会長 皆川 治廣 委員 奥田 清子 他8名 (出席者9名)
4 諮問事項	豊かな心の育成について
5 調査審議結果	<p>○今後の審議スケジュールが承認されました。</p> <p>○「豊かな心の育成」について、これまでの取組と現状や課題を報告の後、意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「豊かな心の育成」のためには、農業体験や職業体験など、多くの体験を取り入れる必要がある。</li> <li>・学校だけでなく、地域や企業も含めた社会全体で子どもの心を育成するような協力体制が必要である。</li> <li>・人との関わりの中で心を育てていけるよう、携帯電話やゲーム機の使用について、考え直す必要がある。</li> </ul> <p>○子どもたちの規範意識の育成について、これまでの取組内容と課題を報告の後、意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたち同士が、葛藤しながら身につけていくこともある。仲間での学び、経験が大事である。</li> <li>・子どもがある程度のルールを、自分たちで作っていくことも必要である。大人は「待つ」必要がある。</li> <li>・最低限のルールはきちんと教えるべきである。</li> <li>・自分の権利だけを主張するのではなく、他人も尊重する意識を身につけさせる必要がある。</li> </ul>
6 備考	次回開催日：平成21年12月21日 今後の予定：21年度中に2回、22年度に2回程度開催予定

## 2 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	平成21年10月5日
3 委員	委員長 八賀 晋 副委員長 植木 行宣 委員 鈴木 嘉吉 他15名  (出席者15名)
4 諮問事項	三重県指定候補文化財について
5 調査審議結果	県内各市町から推薦を受けた平成21年度県指定候補文化財5件、追加指定候補文化財1点について諮問し、諮問した文化財すべてについて、各担当分野の委員による現地調査を行うことになりました。
6 備考	次回開催日：平成22年2月（予定） 今後の予定：現地調査対象となった県指定候補文化財の5件及び追加指定候補文化財の1件、平成20年10月から調査を継続している指定候補文化財の3件について、次回審議会において答申または調査の中間報告を受ける予定

### 3 三重県教育委員会指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県教育委員会指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成21年10月6日
3 委員	委員長 中村 雅文 委員 西岡 慶子 他3名 (出席者5名)
4 諮問事項	三重県立熊野少年自然の家の指定管理候補者選定にかかるヒアリング審査及び総合審査
5 調査審議結果	応募4者に対するヒアリング等と総合審査を行い、その結果、応募4者について、次のとおり順位付けをしました。 第1順位 有限会社熊野市観光公社 第2順位 財団法人大阪市青少年活動協会 第3順位 国際自然大学校・東急コミュニティ共同企業体 第4順位 株式会社ケントク
6 備考	